

## WEB広告を活用したサツマイモ基腐病注意喚起業務委託 企画提案（プロポーザル）募集要項

### 1 業務名

WEB広告を活用したサツマイモ基腐病注意喚起業務

### 2 委託業務の内容

「WEB広告を活用したサツマイモ基腐病注意喚起業務委託仕様書」のとおり

### 3 業務の実施方法

企画・提案を募集し、審査・選考を経て1者を決定し、業務を委託します。

### 4 応募資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしている者としてします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 千葉県物品等入札参加業者適格者名簿に委託業者として登録され、又はこの募集要項で定める企画提案書の提出期限日までに登録される見込みであること。
- (3) 募集開始の日から契約の日までの間に、千葉県の物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。
- (4) 募集開始の日から契約の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和57年12月1日制定）に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれていないこと。
- (5) 審査・選考を行う選考審査委員会（以下「委員会」という。）の委員ではないこと。また、当該委員が自ら主宰し、役員や顧問もしくは構成員として関係する法人及びその他の組織に所属するものではないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
- (7) 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

### 5 質問の受付及び回答

本件に関する質問は、電子メールにて受け付けます。なお、未到着等の事故を防ぐため電子メール送信後、必ず電話で到着確認を行ってください。質問及び回答については、令和8年2月18日（水）に千葉県ホームページで公開します。

期 間：令和8年2月13日（金）午後5時まで

連絡先：千葉県農林水産部環境農業推進課 肥料・農薬班

電子メール：[hinshitsu@mz.pref.chiba.lg.jp](mailto:hinshitsu@mz.pref.chiba.lg.jp)

電話番号：043-223-2888

※提案の状況、委員会の委員名等に関する質問は受け付けません。

## 6 応募方法

### (1) 応募期限

令和8年2月27日（金）午後5時（必着）

※締め切りを過ぎた場合は受付できませんので、時間に余裕を持って提出いただきますようお願いします。

### (2) 提出方法

持参又は郵送による提出。

ア 持参の際は、上記締め切りまでの期間内（土、日曜日及び祝日を除く）の午前9時から午後5時までに提出してください。

イ 郵送する場合は、送付・受取りを明確にする手段で送付してください。

また、受付最終日の午後5時までに必着するように提出してください。

### (3) 提出先

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁本庁舎17階

千葉県 農林水産部 環境農業推進課 肥料・農薬班 電話番号：043-223-2888

### (4) 応募書類等

以下の書類を各正本1部、副本8部（コピー可）提出してください。（正本・副本とも押印不要）

なお、キについては、正本1部のみの提出でも構いません。

また、各様式は、A4版の横書きとし、日本語で記載をしてください。

ア 企画提案書（様式第1号）

イ 団体に関する概要及び実績書（様式第2号）

- ・業務概要・成果等を明確に示した類似業務実績を3件以内で記載してください。
- ・概ね3年以内の実績を示してください。
- ・記載する内容は、千葉県及び千葉県に關係する団体からの受注に限らない。

ウ 企画提案説明書（任意様式）

(ア)仕様書「5 委託業務内容」に基づき、以下の業務内容を項目ごとに詳細に記載してください。

#### ①企画内容

- ・企画概要
- ・広告案について1案以上提案すること
- ・企画概要に加え、媒体、回数・期間、方法及び実施により見込まれる具体的な効果を示すこと

#### ②運用

- ・ターゲットに効率的に周知するための運用方法を示すこと
- ・業務を行う上で必要な専門知識を有しているか
- ・事業効果を向上させる工夫 等

(イ)企画提案は、委託業務をどのような方針や手法で展開し、実施していくのかについて分かりやすく表現すること。

エ ウを実施する上での業務スケジュール（様式第3号）

- ・作業の進め方、スケジュール案を明記してください。

オ ウを実施する上での業務実施体制（様式第4号）

(ア)以下の事項を必ず記載してください。

- ①本業務の全体責任者、各業務の責任者・担当者、スタッフ数等
- ②主従事者の氏名、所属、本業務上の役割、経験年数、過去の主な実績等

カ 経費見積書（様式第5号）

- ・本委託業務に必要な全ての費用を算定し計上してください。
- ・業務ごとに詳細な内訳を記載してください。
- ・課税業者、非課税業者を問わず、税込金額を記載してください。

キ その他必要添付資料

- ・以下の資料を添付してください。
  - ①定款、寄附行為又はこれらに相当するもの
  - ②直近2事業年度の事業報告書

## 7 選考方法

- (1) 県が設置する委員会において、企画提案書、プレゼンテーション及び質疑応答による審査を行い、最優秀提案者を委託先候補に選定します。プレゼンテーションは、応募期間終了後2週間以内に実施予定であり、詳細は応募者に別途通知します。
- (2) 応募資格を有する企画提案者の数が5者以上の場合、事務局が書面による事前審査を実施し、(1)の委員会に参加する4者程度を選定する場合があります。
- (3) 評価項目・評価基準  
審査に当たっては、下表により総合的に評価します。

評価項目	評価基準
業務全体	提案内容が本事業の趣旨を十分に理解した上で、仕様書に沿ったものとなっているか。
企画提案	<企画内容> サツマイモ基腐病への認知度向上及びサツマイモ基腐病対策に資する企画内容となっているか。
	<手法・内容> 広告手法及び内容はターゲットへアプローチするために効果的なものとなっているか。
	<運用> ・ターゲットに効率良く周知するための運用方法が示されているか。 ・WEB広告を行う上で必要な専門知識・技術を有しているか。
業務実施の体制	本業務を実施するために十分な体制・連携が確保されているか。
	スケジュールが明確で、確実に実施できるように組み立てられているか。
業務実績	類似事業や業務の実施経験は豊富か。
経費の妥当性	見積書に所要経費、算定根拠が明確に示されていて、経費の支出に合理的な内容であるか。

### (4) 審査結果の通知

審査結果は速やかに各提案者に文書で通知します。なお、選考結果についての異議は受け付けません。

## 8 提案の無効に関する事項

次の記載事項に一つでも該当するときは、その者の提案は無効とします。

- (1) 応募資格の無い者が提案したとき。
- (2) 所定の期限及び提出先に提案書を提出しないとき。
- (3) 本要項に適合しない書類を作成し、提出したとき。
- (4) 虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (5) 同一のプロポーザルに対して、2以上の提案をしたとき。
- (6) 同一のプロポーザルに対して、自己のほか、他人の代理人を兼ねて提案したとき。
- (7) 同一のプロポーザルに対して、2以上の代理人をしたとき。
- (8) 提案に関連して、談合等の不正行為があったとき。
- (9) 見積書記載の金額が9（3）委託料の上限額を上回るとき。
- (10) 第三者の有する著作権、意匠権その他知的財産権を侵害し、又は侵害するおそれがあると認められるとき。
- (11) 委員会を欠席したとき。
- (12) 上に掲げるもののほか、提出書類の記載不備等により県が無効であると判断したとき。

## 9 委託契約

選定により決定した企画案の提出者を委託先候補とし、詳細な業務内容及び契約条件について協議、合意したのちに委託契約を締結します。なお、最優秀提案者と協議が整わない場合は、次に評価の高い提案者と協議を開始することとします。

### (1) 契約期間

契約締結日から令和8年9月30日（水）まで

ただし、県が業務を継続することが適当でないとき認めるときは契約を解除することがあります。

### (2) 契約にあたっての留意事項

ア 契約に係り、選定した企画案をそのまま了承するものではなく、協議の上、必要に応じて内容の一部を変更する場合がありますので御留意ください。（仕様書は業務の大要を示すものであり、最終的な業務委託仕様書については委託候補者決定後、協議の上、県が作成します。）

イ 業務の全部を第三者に再委託することは不可とします。また、業務の一部の再委託については、委託者の承諾を得ずに第三者に再委託することは不可とします。

### (3) 委託料

委託料の上限1,500,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

上記には本事業に要する一切の費用を含みます。

委託料の支払いは、全ての業務の履行後を原則とします。

※上記委託金額は、令和8年2月県議会において、令和8年度当初予算が成立することを前提としたものです。このため、予算不成立の場合は、募集や審査を中止したり、契約締結しない場合があります。

## 10 その他

### (1) 企画提案関係

ア 企画提案に要する経費はすべて提案者の負担とします。

イ やむを得ない事情等により、募集や審査等を中止する場合があります。その場合にお

いて、県は本業務の委託契約は行わず、企画提案等の際に生じた損益・損害に対して一切負担しません。

ウ 提出された書類等は返却しません。

エ 提出された応募書類は必要に応じて複写します。なお、使用は県庁内及び委員会での検討に限ります。

オ 提出された書類等は千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）に基づき開示する場合があります。

## (2) 契約関係

ア 委託費の支払いについては、原則として精算払いとします。

イ 契約保証金については、千葉県財務規則（昭和39年千葉県規則第13号の2）第99条の規定によるものとします。

ウ 本業務の委託費によって備品等の財産を取得することは原則として認めません。業務実施に必要な備品等は極力リースやレンタルで対応することとし、やむを得ず財産を取得する場合は、県と協議することとします。

エ 本業務で得た成果品については、全て県に帰属します。

オ 本業務を遂行する上で知り得た情報については、県の承認を得ることなく第三者に漏らしてはいけません。

## 11 問い合わせ先

千葉県農林水産部環境農業推進課 肥料・農薬班

〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1

電話番号 043-223-2888

FAX 043-201-2623

電子メール [hinshitsu@mz.pref.chiba.lg.jp](mailto:hinshitsu@mz.pref.chiba.lg.jp)